

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社サンキ
(法人番号2130001035609)
業者の住所：京都府亀岡市千代川町高野林西ノ畑 2 5 - 4
- 2 指名停止措置期間：令和 6 年 1 2 月 1 2 日から
令和 6 年 1 2 月 2 5 日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿 2 府 4 県、北陸 3 県、東海 3 県)
- 4 事実概要：株式会社サンキは、令和 5 年 1 1 月 2 2 日に亀岡市発注の
工事において、資格のない者が移動式クレーンを運転し、作
業員 1 名が死亡する事故を発生させたことから、同社の元社
長が、令和 6 年 9 月 1 1 日に亀岡区検察庁から労働安全衛生
法違反及び業務上過失致死の罪で略式起訴され、同月 2 6 日、
亀岡簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止
等の措置要領」付表第 1 第 8 号（安全管理措置の
不適切により生じた工事関係者事故）に該当する
ため。

指名停止措置要領付表第 1 第 8 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者 事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置 が不適切であったため、工事等関係者に死亡者 又は負傷者を生じさせた場合において、当該事 故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 月以内